

議員発第 4 号

茨木市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を、地方自治法第112条及び茨木市議会会議規則第8条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和3年3月26日提出

提出者 茨木市議会議員

青 木 順 子

長 谷 川 浩

上 田 光 夫

畑 中 剛

稲 葉 通 宣

茨木市議会議長

河 本 光 宏 様

茨木市条例第 号

茨木市議会委員会条例の一部を改正する条例

茨木市議会委員会条例（平成15年茨木市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中

「

- 1 健康福祉部の所管に属する事項
- 2 こども育成部の所管に属する事項

」を

「

- 1 福祉部の所管に属する事項
- 2 健康医療部の所管に属する事項
- 3 こども育成部の所管に属する事項

」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。